

令和3年（行コ）第46号 環境影響評価書確定通知取消等請求控訴事件

控訴人 ■■■ ■■■ 外10名

被控訴人 国（処分行政庁 経済産業大臣）

証 拠 説 明 書（18）

令和3年5月17日

大阪高等裁判所第4民事部ハ係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

同 和 田 重 太

同 金 崎 正 行

同 杉 田 峻 介

同 喜 多 啓 公

同 與 語 信 也

同 青 木 良 和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲A 50	神戸製鉄所火力 発電所（仮称） 設置計画に係る 環境影響評価準備書に関する公 述意見書	写し	平成 29 年 8 月	神戸市 環境局	控訴人らが神戸市において行わ れた公聴会で意見を述べたこと 及びその中で新設発電所から排 出される CO2 に係る問題等を指 摘したこと	
甲A 51	神戸製鉄所火力 発電所（仮称） 設置計画環境影 響評価準備書に 関する公聴会記 録書	写し	平成 30 年 2 月	兵庫県農 政環境部 環境管理 局	同上	
甲A 52	報告書	原本	2021 年 5 月 16 日	弁護士杉 田峻介	甲 A50 及び甲 A51 における控訴 人らの発言部分の特定	

【甲B号証】

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲B 27	宮城県環境影響 評価マニュアル (火力発電所設 置事業) 追補版 (抜粋)	写し	2018(平 30 年) 年 3 月	宮城県	宮城県が作成した環境影響評価 マニュアルでは、PM2.5 の「排 出量の推計方法、濃度予測の手 法については、『PM2.5 に関する 先行的なアセスメントのための 手法と課題』（平成 24 年 3 月、 環境省)を参考とする」とされ ていること	
甲B 28	大月バイオマス 発電事業に係る 環境影響評価補 正評価書(抜粋)	写し	平成 27 年 7 月	大月バイ オマス発 電所株式 会社	大月バイオマス発電事業に係る 環境影響評価手続では、PM2.5 の予測が行われていること	
甲B 29	穂高広域施設組 合新ごみ処理施 設整備・運営事 業に係る環境影	写し	平成 30 年 2 月	穂高広域 施設組合	穂高広域施設組合新ごみ処理施 設整備・運営事業に係る環境影 響評価手続では、PM2.5 の予測 が行われていること	

	響評価書（抜粋）					
甲 B 30 の 1	環境省ウェブサイト	写し	平成 30 年	環境省	環境影響評価法に基づく基本的 事項に関する技術検討委員会 （平成 30 年 6 月～）（以下、「委 員会」という）の委員、議事録 等	
甲 B 30 の 2	環境影響評価法 に基づく基本的 事項に関する技 術検討委員会委 員名簿	写し	平成 30 年	環境省	委員会の委員には PM2.5 に係る 専門家が選出されておらず、 PM2.5 の専門家による議論がな されていないこと	
甲 B 30 の 3	第 1 回環境影響 評価法に基づく 基本的事項に関 する技術検討委 員会	写し	平成 30 年 6 月 27 日	環境省	委員会では PM2.5 の予測手法に 係る審議を行っておらず、PM2.5 の予測ができない根拠も示され ていないこと	
甲 B 30 の 4	第 2 回環境影響 評価法に基づく 基本的事項に関 する技術検討委 員会	写し	平成 30 年 8 月 6 日	環境省	委員会では PM2.5 の予測手法に 係る審議を行っておらず、PM2.5 の予測ができない根拠が示され ていないこと	
甲 B 30 の 5	第 3 回環境影響 評価法に基づく 基本的事項に関 する技術検討委 員会	写し	平成 30 年 9 月 10 日	環境省	委員会では PM2.5 の予測手法に 係る審議を行っておらず、PM2.5 の予測ができない根拠が示され ていないこと	
甲 B 30 の 6	第 4 回環境影響 評価法に基づく 基本的事項に関 する技術検討委 員会	写し	平成 30 年 11 月 2 日	環境省	委員会では PM2.5 の予測手法に 係る審議を行っておらず、PM2.5 の予測ができない根拠が示され ていないこと	
甲 B 31	逐条解説環境影 響評価法改訂版 （抜粋）	写し	令和元 年 11 月 1 日	環境省影 響評価研 究会	環境影響評価の項目及び予測手 法の選択は、「主務省令に書かれ ているとおりに調査・予測・評 価を行えばよいということには ならず、個別の事業ごとに、方 法書の手続を通じて、事業内容 や地域の状況に応じた調査、予 測及び評価の方法を検討してい くことが必要となること」	

甲 B 32	論文「微小粒子状物質の健康リスクに関する近年の知見と国際的な動向」(室内環境 2020年8月第23巻第2号に収録)	写し	令和 2 (2020) 年 8 月 1 日	東賢一	「世界保健機関(WHO)が 2005 年に年平均値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の空気質ガイドラインを公表して以降、PM2.5 がヒトの健康に及ぼす影響は、このレベルよりも低濃度でも生じることが近年の疫学研究で明らかとなっており、その量反応関係は、線形で閾値がみあたらないと考えられていること」
-----------	---	----	--------------------------------	-----	---

【甲 D 号証】

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 D 32	最高裁判所判例 解説民事篇・平 成 9 年 度 (上) (抜粋)	写し	平成 12 年 6 月 20 日	財団法人 法曹会	最判平成9年1月28日についての調査官解説が「都市計画法33条1項7号が開発区域の周辺住民の個人的利益をも保護していると解すべき重要な根拠は、同号が保障の対象としているのが、人の生命、身体の安全等という、かけがえのない、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であることにあった。」として、生命・身体の安全等という、利益の内容及び性質それ自体が、原告適格を肯定する根拠となること
甲 D 33	最高裁判所判例 解説民事篇・平 成 1 3 年 (上) (抜粋)	写し	平成 16 年 7 月 25 日	財団法人 法曹界	最判平成3月13日についての調査官解説が、「人の生命、身体の安全等は、かけがえのない、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であり、法的な仕組みの下でこれを制限するというのは想定しにくいものであって、それ故に周辺住民の原告適格を肯定する重要な根拠になるものである。」として、生命・身体の安全等という、利益の内容及び性質それ自体が、原告適格を肯定する根拠となること

以上